

広告サービス利用規定

第1条 （目的）

本広告サービス利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社京都銀行（以下「当行」といいます。）が提供する広告掲載に関するサービス（及び、それに付随するサービスを含み、以下「本サービス」といいます。）の利用に関する契約関係を広告主（第3条(1)に定義します。）と当行との間で定め、もって、ユーザー（第3条(5)に定義します。）の利便性向上と本サービスの適正な遂行を図ることを目的とします。

第2条 （本サービスの概要）

本サービスは、当行が提供する広告掲載に関するサービスを通じて、ユーザーに対して、広告を表示できるサービスであり、その詳細については、当行が別途提供する媒体資料（第3条(4)に定義します。）をご確認下さい。

第3条 （定義）

本規定において、次の用語は以下に規定されたとおりの意義を有するものとします。

- (1) 「広告主」とは、当行所定の手続に従い、本サービスの広告主としての登録の申込を行い、当行が承認の上、本サービスの広告主として登録された法人又は個人事業主をいいます。
- (2) 「入稿素材」とは、広告主が本サービスを利用し、広告を目的に入稿する文書、画像、その他のデータ（タイトル、説明文、デザイン、キーワード等を含みますが、これらに限られません。）をいいます。
- (3) 「広告枠」とは、当行が提供する広告媒体の広告スペース（広告を表示する場所）をいいます。
- (4) 「媒体資料」とは、広告媒体を閲覧し得る会員等の属性に関する情報、利用料金、業務フロー、広告掲載不可業種、問合せ先等の本サービスの詳細が記載された資料をいいます。
- (5) 「ユーザー」とは、本サービスを通じて配信された広告等を閲覧し得る者をいいます。
- (6) 「広告主用管理画面」とは、広告主が広告にかかるデータの管理を行うことができる管理画面をいいます。
- (7) 「ユーザー端末」とは、所定の方法により広告を閲覧する際に使用された又は必要な登録が行われたスマートフォンはじめとするその他の電子機器をいいます。

第4条 （本規定等の変更）

本規定は、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

第5条 （利用申込）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規定に同意の上、当行所定の手続を行うことにより、利用申込を行うものとします。
2. 申込者は、広告主としての利用申込に際して、当行が別途指定する利用申込の方法に従い必要書類を提出しなければならない場合があります。
3. 申込者は、広告主として行う利用申込（及び当行に提出する必要書類）には真実かつ正確な内容を記載しなければなりません。

4. 申込者は、事業実施に許認可・登録・届出が必要な業種の場合は、取得しており、更新が必要な場合は遅滞なく、更新手続きをしなければなりません。また当行は、必要に応じてそれを証明する書類の提出を求める場合があります。
5. 当行は、申込内容に基づいて申込者の審査を行い、申込を承諾した申込者を広告主として登録します。本サービスの中には広告主用管理画面が必要となるものが含まれているため、その場合は企業・管理者を区別する ID 及びパスワードを申込者に通知します。
6. 当行が利用申込内容に基づき承諾の通知をした時をもって、本サービスの利用に関する契約（以下「本サービス契約」といいます。）が締結されたものとします。
7. 当行は、申込を承諾しなかった場合は申込者にその旨の通知を行います。ただし、申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目の如何を問わず何らかの義務又は責任を負わないものとします。

第6条 （ID 及びパスワードの管理等）

1. 広告主は、前条第5項に基づき当行から通知を受けた ID 及びパスワードについて、自己の費用と責任において厳重に管理し、第三者に知られ、又は利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。
2. 広告主は、正当な権限を有する者以外に ID 及びパスワードを利用させてはならないものとします。
3. 広告主は、ID 及びパスワードが使用された場合には、広告主による利用であるとみなされることを承諾するものとします。
4. 広告主は、ID 及びパスワードの漏えい、盗難、不正利用等の事実を知った場合又はその疑いが生じた場合は、直ちにその旨を当行に通知するものとします。この場合において、当行は、本サービスの中止その他必要な措置を講ずることができるものとし、また、広告主は、当行から指示があったときは、これに従い、対応するものとします。
5. ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により、広告主、ユーザーその他の第三者に損害が生じた場合、その責任は広告主が負うものとし、当行は責任を負わないものとします。また、ID 及びパスワードが広告主及び正当な権限を有する者以外の第三者に利用されたことにより、当行が損害を被った場合、広告主は、当行に対しその損害を賠償するものとします。

第7条 （広告主の遵守事項等）

広告主は、本サービスにおいて次に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 詐欺その他の犯罪に結びつく行為
- (2) 第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態におく行為
- (5) 政治団体、宗教団体その他の団体への加入若しくは寄付を勧誘し、又は選挙の事前運動、選挙運動及び公職選挙法に抵触する行為（これらに類似する行為を含みます。）
- (6) 通常利用の範囲を超えて当行又は当行に権利を許諾する第三者のサーバーに負荷をかける行為若しくはそれを助長するような行為、その他本サービス若しくは広告主用管理画面の運営・提供若しくは他の広告主による本サービス若しくは広告主用管理画面の利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為、又はこれらの防止措置を講じない行為
- (7) 本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者の情報を取得する行為
- (8) クリック報酬を目的とするような行為及び悪質なマーケティング、スパム行為

- (9) 広告主やクリエイティブと直接関係のないページへ遷移させる行為、又は第三者のための広告媒体として使用する行為
- (10) 当行又は第三者に不利益を与え、当行又は第三者を誹謗中傷し、又はこれらの営業を妨害する行為
- (11) ユーザーとの間に取引が存在しないのに、第三者との間で通謀し、又は第三者に依頼し、当該取引が存在するように装う行為
- (12) 虚偽、不正確又は誤解を招くような内容を含む情報等を掲載、登録する行為
- (13) 社会情勢・社会通念に照らして当行が不適当と判断した行為
- (14) 上記各号の他、法令、本規定、若しくは本サービス契約に違反する行為又は公序良俗に違反する行為
- (15) その他当行が不適当と判断した行為

第8条（入稿素材に関する権利処理等）

- 1. 広告主は、当行に対して、本サービスにおいて配信される入稿素材及び当該入稿素材からの誘導先（ドメイン名、URL、同一ドメイン内のウェブサイト、アプリ等を含み、以下「誘導先」といいます。）を、当行が、本サービスで取り扱っている媒体において表示すること、その他本サービスに利用する目的の範囲内で使用（複製、改変、編集、頒布、公表等を含みますが、これらに限られません。）するために必要な許諾を無期限かつ無償にて行うものとします。
- 2. 広告主は、入稿素材及び誘導先を、当行が、本サービスで取り扱っている媒体において表示すること、その他本サービスに利用する目的の範囲内で使用するために必要な権利処理（必要な権利者からの許諾の取得及び対価の支払を含みますが、これらに限られません。）を、自らの費用と責任において対応するものとします。
- 3. 広告主は、入稿素材及び誘導先について、当行に対して著作権及び著作者人格権を行使せず、第三者をして著作権及び著作者人格権を行使させないものとします。

第9条（広告主の責任）

- 1. 広告主は、自己が当該広告の広告主であるかどうかを問わず、入稿素材及び誘導先が、次に掲げることを遵守していることを当行に対し保証します。
 - (1) 第三者の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他の一切の権利を侵害していないこと
 - (2) 入稿素材及び誘導先の情報を当行に提供すること及び入稿素材及び誘導先を広告として本サービスを通じて配信することが、不正競争防止法、個人情報の保護に関する法律その他一切の関連法令に違反しないこと
 - (3) 医薬品、医療機器等品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他一切の関連法令（広告主が所在する国の法令のみならず、配信される国の法令も含みます。以下同様とします。）、広告主及び当行に適用される業種独自のガイドライン・ルールに抵触する内容が記載されていないこと
 - (4) 医薬品、医療機器等品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法その他一切の関連法令及び広告主及び当行に適用される業種独自のガイドライン・ルール等に基づき掲載が義務付けられ、又は掲載が求められる内容を適切に掲載していること
 - (5) 正確かつ最新の記載であり、かつユーザーに混乱を生じさせたり、虚偽の内容を含んだり、入稿素材と誘導先が無関係な内容となっていたりしないこと
 - (6) 安全性に懸念がないこと（コンピュータウイルスに感染していないことを含みますが、これに限られません。）
 - (7) 誘導先がデッドリンクとなっていないこと

- (8) 公序良俗に反し、又は第三者を誹謗中傷し、若しくは名誉を毀損する内容を含まないこと
- (9) その他当行が社会通念上不相当と判断するものとなっていないこと
2. 入稿素材又は誘導先に関して当行が第三者よりクレーム、主張、要求、請求、異議等（以下「クレーム」といいます。）を受けた場合、広告主の責任及び費用において、当該クレームに対応するものとします。また、入稿素材又は誘導先に関連して当行が損害を被った場合は、広告主は当該損害（逸失利益、特別損害、合理的な範囲での弁護士費用等を含みますが、これらに限られません。）を当行に対して速やかに賠償するものとします。
3. 広告主は、本サービスにより表示される広告にかかる事業を営むために必要な許認可及び登録等の取得（法令に基づき更新することを含む）、届出等の実施等、当該事業を適法に営むために必要な一切の手続きを実施するものとします。

第 10 条 （入稿素材及び誘導先の審査）

1. 入稿素材の内容及び形式並びに誘導先等については当行の定める広告掲載基準に従って当行所定の審査があります。この審査を通過しない場合、当該入稿素材による広告配信はできません。なお、当該審査は、入稿素材又は入稿素材からの誘導先の内容の適法性、安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティ等に関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害等、事実上又は法律上の瑕疵がないことを何ら担保するものではありません。
2. 当行は、広告主が次の各号に定める業種又は商材を取り扱う事業者該当する場合、広告を掲載せず、または掲載された広告の内容を事後的に停止することができるものとします。なお、当行は、掲載された広告が次の各号に該当するかを判断するため、広告主に対し、個別に内容の確認を行い、また、書類の提出を求めることができるものとします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定されている業種
 - (2) 風俗営業類似の業種
 - (3) 消費者金融業
 - (4) たばこ・電子タバコ
 - (5) ギャンブルにかかるもの
 - (6) 興信所・探偵事務所
 - (7) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
 - (8) 出会い系・マッチングサイト等
 - (9) 武器全般・毒物・劇薬等
 - (10) 未承認医薬品・医療機器等
 - (11) 情報商材
 - (12) 保証人代行サービス業
 - (13) 不動産投資業
 - (14) 海外不動産取引業
 - (15) 投機性が高い金融商品
 - (16) 宗教・宗教団体
 - (17) 質屋・チケット再販売業
 - (18) 募金等
 - (19) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
 - (20) 占い、運勢判断に関する業種
 - (21) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

- (22) 各種法令に違反している者
 - (23) 規制対象になっていない業種においても社会的問題を起こしている業種や事業者
 - (24) 債権の取立て、示談の引受等を行っている業種
 - (25) 法令等に基づく必要な許可・届出・登録等を受けることなく業を行っているもの
 - (26) 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの
 - (27) その他、当行が不適切と認めたもの
3. 当行は広告主が入稿した広告内容が次の各号に定める内容に該当する場合、広告を掲載せず、または掲載された広告の内容を事後的に停止することができるものとします。なお、当行は、掲載された広告が次の各号に該当するかを判断するため、広告主に対し、個別に内容の確認を行い、また、書類の提出を求めることができるものとします。
- (1) 人権侵害・差別・名誉毀損他、他を誹謗中傷・又は排斥しているおそれがあるもの
 - (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - (3) 公職選挙法運動、特定の思想、宗教への勧誘、又はそれらに類する内容を含むもの
 - (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (5) 社会的に不適切なもの
 - (6) 国内世論が大きく分かれるもの
 - (7) 他人の名称・メールアドレス・住所・電話番号等個人を特定しうる情報を含むもの（投稿者名や投稿内容において使用される場合を含むが、これに限られない）
 - (8) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等、第三者の権利を侵害する又はそのおそれのある内容を含むもの
 - (9) その他当行の裁量により不適当と判断するもの
 - (10) 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
 - (11) 射幸心を著しくあおる表現
 - (12) 事実と反する内容、虚偽の内容を表示するもの
 - (13) 責任の所在が明確でないもの
 - (14) 広告の内容が明確でないもの
 - (15) 国、地方公共団体、その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
 - (16) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの（ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする）
 - (17) 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現、暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - (18) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - (19) ギャンブル等を肯定するもの
 - (20) 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
4. 入稿素材が広告掲載基準に反している又は反しているおそれがあると当行が合理的に判断する場合、当行は、広告主に対し、入稿素材の修正又は再入稿を求めることができるものとし、広告主は速やかにこれに応じる必要があります。なお、当行が修正又は再入稿を求めないことをもって、入稿素材の内容が広告掲載基準等に反しないことを保証するものではありません。
5. 審査を通過した後に入稿素材の全部又は一部の内容又は形式若しくは誘導先に変更が生じる場合には、広告主は、当行に対し、当行所定の方法によりその旨を事前に通知し、再度当行所定の審査を経る必要があります。

第 11 条 （配信停止について）

当行は、当該入稿素材にかかる広告の配信が開始された後においても、次の各号に該当する場合には、広告主に対する債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく、配信された広告の全部又は一部の配信を直ちに中止できるものとします。なお、この場合、広告主は、当該入稿素材に関して生じた利用料金の支払を免れるものではありません。

- (1) 本規定に定める広告主の義務又は遵守事項の違反がある場合、又は当該違反のおそれがあると当行が判断した場合
- (2) 社会的要因により入稿素材若しくは当該入稿素材からの誘導先を広告として配信することを当行が不適切と判断した場合

第 12 条 （利用料金）

広告主は、当行所定の利用料金を支払うものとします。（詳細は媒体資料をご確認ください。）

第 13 条 （広告期間）

別途当行と広告主で定める内容に基づき決定するものとします。（詳細は媒体資料をご確認ください。）

第 14 条 （掲載可能上限）

広告主による、本サービスを利用した広告の掲載が、当行が定めた広告掲載可能上限に達した場合には、当行は、入稿素材の入稿を受け入れず、広告の配信を行わないものとします。

第 15 条 （広告の制作）

広告主が、当行に対して広告等の制作業務を委託する場合には、別途契約を締結するものとします。

第 16 条 （提供停止）

1. 当行は、以下の各号に該当するときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) サーバー、サーバーネットワーク、ソフトウェア等（当行が利用する第三者のサーバー及びソフトウェア等を含みます。）の保守点検、メンテナンス等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (2) 広告主が本規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
 - (3) 広告主が当行に提出した申込内容に虚偽又は不正確な記載があることが判明した場合
 - (4) 本サービス利用につき不正行為が行われ、又は行われたおそれがある場合において、広告主が当該不正行為の事実を知り、又は重大な過失により知らなかった場合
 - (5) 上記各号の他、広告主に本サービス利用を提供することが不適切であると当行が合理的に判断した場合
2. 前項の場合において、当行は、広告主に対する債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負わないものとし、広告主は、当該入稿素材に関して生じた利用料金の支払いを免れないものとします。

第 17 条 （サービスの終了）

1. 当行は、当行の都合により本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当行は、本サービスを終了するときは、当行ホームページ上での公表又は広告主に対して 3 か月前までに電子メールを含む書面の送付によりその旨を通知するものとします。

3. 前項により、本サービスが終了したときは、当該終了の日に本サービス契約も同時に終了するものとします。

第18条 （再委託）

1. 当行は、本サービス契約に基づき遂行する業務の一部又は全部を第三者に再委託することができるものとします（かかる第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次に渡る場合はそのすべてを含むものとします。）。
2. 当行は、当該再委託先との間で、再委託にかかる業務を遂行させることについて、本契約に基づいて当行が広告主に対して負担するのと同等の義務を再委託先に負わせるものとします。

第19条 （知的財産権）

1. 本サービス及び広告主用管理画面に含まれる一切のプログラム、コンテンツ及び情報に関する財産権（知的財産権を含みますが、これに限られません。以下本条において同様とします。）はすべて当行又は当行に権利を許諾する第三者に帰属し、著作権法、商標法、意匠法等により保護されています。
2. 本サービス及び広告主用管理画面に関連して使用されているすべてのソフトウェアは、知的財産権に関する法令等により保護されている当行又は当行に権利を許諾する第三者の財産権及び営業秘密を含んでいます。

第20条 （守秘義務）

1. 当行及び広告主は、本サービス契約に関連して知り得たお互いの技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を善良な管理者の注意義務をもって秘密として厳重に管理するものとします。また、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、第三者に対してこれらの秘密情報を開示し、又はこれらの秘密情報を含む一切の資料を交付しないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する情報は秘密情報から除外されるものとします。
 - (1) 取得以前に既に公知であるもの
 - (2) 取得後に取得者の責によらず公知となったもの
 - (3) 取得以前に既に所有していたものでその事実が立証できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに入手したもの
3. 当行及び広告主は、裁判所、政府若しくはその他の行政機関による秘密情報の開示の要請又は命令を受けた場合には、かかる要請又は命令を受けたことを相手方に通知した上で（但し、通知することが禁止される場合は通知を要しないものとします。）、かかる秘密情報を最小限の範囲で開示することができるものとします。
4. 本条は、契約期間満了、解除又は解約によって本サービス契約が終了した後も存続するものとします。

第21条 （個人情報の取扱い）

1. 当行及び広告主は、本サービスに関連して取得する又は取得した個人情報、匿名加工方法、及び個人関連情報について、法令又はガイドラインを遵守して、適切に取り扱うものとします。
2. 広告主は、当行が広告主用管理画面の管理業務の一部又は全部を第三者に委託する場合、当行が必要な措置を講じた上で、広告主から取得した個人情報を委託先に提供し、委託先が委託の範囲内で利用することについて同意するものとします。

第 22 条 （反社会的勢力の排除）

1. 広告主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 広告主は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当行の信用を毀損し、又は当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 広告主が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当行は、何らの催告を要さずして、本サービス契約を解除することができます。
4. 前項の規定により本サービス契約が解除された場合には、広告主は、当行に対し、当行が被った損害を賠償するものとします。
5. 第 3 項の規定により本サービス契約が解除された場合には、広告主は、解除により生じる損害について、当行に対し一切の請求を行わないものとします。

第 23 条 （譲渡禁止）

広告主は、本サービス契約及び本規定によって当行に対して有する一切の権利並びに本サービス契約上及び本規定上の地位を第三者に譲渡、賃貸、質入れその他の担保設定その他の一切の処分をしてはならないものとします。

第 24 条 （通知）

1. 当行による広告主に対する通知は、広告主が予め届け出た宛先に、郵便、ファックス又は電子メールにより送付又は送信することによって行うものとします。
2. 広告主は、氏名、商号、所在地、本サービスの利用条件その他利用申込内容に記載された事項に変更があった場合には、速やかにその旨を当行所定の手続により、届け出るものとします。
3. 広告主が前項の届出を行わなかったことにより、当行から広告主に対する通知若しくは送付書類が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなすものとし、これにより広告主に損害が発生した場合であっても、当行は一切責任を負わないものとします。

第 25 条 （損害賠償）

1. 広告主は、その責めに帰すべき事由により当行に損害を与えた場合、当行に対し、その一切の損害（合理的な弁護士費用、第三者から請求された損害等を含みますが、これに限られません。以下同様とします。）を直ちに賠償する責任を負うものとします。
2. 広告主は、本規定に定める義務に違反した場合や、虚偽の申込内容にて本サービスを利用した場合により、当行に損害を与えた場合、当行に対し、その一切の損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。
3. 広告主は、本サービスを利用した広告に起因して、ユーザーを含む第三者から当該第三者の権利を侵害した等のクレーム等を受けた場合、当該クレーム等が当行の故意又は重過失に基づく場合を除き、自らの費用と責任で当該クレーム等を処理解決するものとし、当該クレーム等に関連して当行が損害を被った場合には、そのすべての損害を直ちに賠償する責任を負うものとします。
4. 当行は、本サービス契約に定める事項に関して、当行の故意又は重過失によって広告主に損害を与えた場合に限り、広告主に生じた通常かつ現実の直接損害について、本サービス契約に関して直近の 1 か月に当行が受領した利用料金の金額を上限として賠償するものとします。

第 26 条 （契約の解除、解約）

1. 当行は、広告主が次の各号に定める事由のいずれか一つにでも該当する場合、広告主に対し何ら催告その他の手続を要することなく、本サービス契約を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 本規定又は本サービス契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき
 - (2) 当行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡りがあったとき、支払停止になったとき、信用状態に重大な不安が生じたとき
 - (4) 監督官庁により営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 仮差押、仮処分、差押え、強制執行、競売等の申立てを受けたとき
 - (6) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
 - (7) その他信用不安事由が生じ、又は契約を継続し難い事由が生じたとき
 - (8) 前各号のいずれかの事由が生じるおそれがあると合理的に判断されるとき
 - (9) ユーザーからの苦情、その他の事情により、当行が広告主として不適当であると認めたとき
2. 前項各号の事由が生じた広告主は、このために当行に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、前項各号の事由が生じた広告主は、本サービス契約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに当該債務を一括して当行に支払うものとし、解除により広告主に生じる損害については、当行に一切の請求を行わないものとします。
3. 本サービスは、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。ただし、広告主からの解約の場合は当行所定の方法により手続をするものとします。

第 27 条 （免責）

1. 当行は、本サービス又は広告主用管理画面の一部又は全部の提供を行うことができず、若しくは遅滞し、又は本規定若しくは本サービス契約に違反した場合であっても、それらが以下のいずれかの事由に起因するときは、その責任を免除されるものとします。
 - (1) ユーザー端末、本サービスにかかるシステム又は広告主用管理画面の瑕疵、故障その他の不具合

- (2) 通信回線若しくは通信手段、又はコンピュータの障害
 - (3) ユーザー端末、本サービス又は広告主用管理画面について第三者が提供するサービスが適切に提供されず、又は一時的に停止若しくは中止された場合
 - (4) 天災地変、伝染病、感染症、戦争、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、通信にかかる諸設備の故障、交通機関の乱れその他当行の責めに帰することのできない事由
2. 前項に掲げる事由その他事由の如何を問わず、本サービス契約の履行が困難となり、若しくはそのおそれが生じ、又は本サービス契約の履行に重大な影響を及ぼす事態が生じたときは、当行及び広告主は直ちに相手方にその旨を通知して協議を行い、双方の事業運営への影響を最小限とするよう努めるものとします。

第 28 条 （契約期間）

本規定の契約期間は、本サービス契約が締結された日（当行より申込者を広告主として承諾し通知をした日）から 1 年間とし、広告主又は当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 29 条 （可分性）

本規定の一部が、法的に無効又は執行不能と判断されたとしても、他の部分は何ら影響を受けないものとします。

第 30 条 （準拠法）

本規定の準拠法は、日本法とします。

第 31 条 （協議）

本規定に定めなき事項又は本サービス契約の履行に関し疑義を生じた場合には、当行と広告主との間で誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

第 32 条 （合意管轄裁判所）

本規定に関連する訴訟については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 4 月 7 日制定